合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十五年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

平成二十五年八月二十日

東京都新宿区新宿四丁目二番一八号

（甲）株式会社リロケーション・ジャパン

代表取締役　栗山　直能

東京都新宿区新宿四丁目二番一八号

（乙）ＴＲビジネスソリューション株式会社

代表取締役　栗山　直能

第13期決算公告

平成25年8月20日

佐賀県武雄市朝日町大字甘久3797番地

株式会社三界不動公社

代表取締役　中村　博生

貸借対照表の要旨

（平成24年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,481
	固定資産	20,616
	合計	48,097
負純資産の債及び部	流動負債	5,370
	固定負債	53,362
	株主資本	△10,635
	資本金	10,000
	利益剰余金	△19,635
	（うち当期純利益）	(150)
	自己株式	△1,000
	合計	48,097

第13期決算公告

平成25年8月20日

佐賀県武雄市朝日町大字甘久3795番地

アメリカンシルバーウッド九州株式会社

代表取締役　中村　博生

貸借対照表の要旨

（平成24年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	51,790
	固定資産	38,063
	繰延資産	279
	合計	90,132
負純資産の債及び部	流動負債	34,245
	固定負債	101,684
	株主資本	△45,797
	資本金	10,000
	利益剰余金	△55,797
	（うち当期純利益）	(1,056)
	合計	90,132

第7期決算公告

平成25年８月20日

東京都新宿区新宿四丁目２番18号

ＴＲビジネスソリューション株式会社

代表取締役　栗山　直能

貸借対照表の要旨（平成24年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,696
	固定資産	1,775
	資産合計	68,472
負純資産の債及び部	流動負債	43,208
	株主資本	25,263
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,263
	その他利益剰余金	15,263
	（うち当期純利益）	(8,363)
	負債・純資産合計	68,472

第12期決算公告

平成25年８月20日

東京都新宿区新宿四丁目２番18号

株式会社リロケーション・ジャパン

代表取締役　栗山　直能

貸借対照表の要旨（平成25年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,374,312
	固定資産	8,851,343
	資産合計	17,225,656
負純資産の債及び部	流動負債	9,902,670
	固定負債	4,234,365
	株主資本	2,949,340
	資本金	100,000
	資本剰余金	330,000
	資本準備金	330,000
	利益剰余金	2,519,340
	その他利益剰余金	2,519,340
	（うち当期純利益）	(304,576)
	評価・換算差額等	139,279
	負債・純資産合計	17,225,656

第27期決算公告

平成25年７月30日

東京都千代田区岩本町２丁目10番１号

株式会社フルタイムシステム

代表取締役社長　原　幸一郎

貸借対照表の要旨

（平成25年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,140,945
	固定資産	3,832,896
	資産合計	7,973,841
負債及び純資産の部	流動負債	933,423
	賞与引当金	49,793
	その他	883,628
	固定負債	4,312,901
	退職給与引当金	36,713
	その他	4,276,188
	負債合計	5,246,324
	株主資本	2,717,528
	資本金	498,000
	資本剰余金	1,298,000
	資本準備金	1,298,000
	利益剰余金	921,528
	利益準備金	7,183
	その他利益剰余金	914,345
	（うち当期純利益）	(148,616)
	評価・換算差額等	9,988
	その他有価証券評価差額金	9,988
	純資産合計	2,727,516
	負債・純資産合計	7,973,841

再商品化等に関する入札について

一般財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）は、特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第33条第１号及び第２号に規定される業務の委託について、次の通り一般競争入札に付します。当該入札に参加しようとする者は、以下により協会に入札申込書類を提出して下さい。

平成25年８月20日　**一般財団法人　家電製品協会**

１．対象業務

法第33条第１号に規定する委託を受けた又は同条第２号の規定に基づき指定法人が引き取るべき特定家庭用機器廃棄物（以下「廃家電」という。）について、以下の⑴から⑶までの業務を実施すること。なお、複数の者（個人の場合も含む。）が当該業務を連携して行う場合、当該複数の者全体を管理する管理会社がその中に含まれていることが必要。当該管理会社は⑷の業務のみを実施し、⑴から⑶までの業務を実施してはならない。

業務内容詳細は入札説明書を参照のこと。

⑴　引取業務　⑵　運搬業務　⑶　再商品化等実施業務　⑷　管理業務

２．入札方法

⑴　審査

提出された入札申込書類について、入札説明書で定める審査基準についての審査を行い、審査基準を全て満たしている応札者の中から、落札者の決定を行うこととする。

⑵　入札に基づく契約期間

平成26年４月１日から平成29年３月31日まで

⑶　落札者の決定方法

入札説明書で定める評価方法によることとする。

３．入札申込方法

入札説明書で定める入札申込書類を、平成25年９月９日（月）から平成25年９月20日（金）までに、簡易書留で当協会に送付のこと。

（平成25年９月20日（金）の消印のものまで受け付ける。）

４．入札に関するお問い合わせ

入札に係る詳細は入札説明書を参照のこと。

入札説明書を希望の際には、協会までファックス又はメールで申し込むこと。

〒100―0013 東京都千代田区霞が関３丁目７番１号　霞が関東急ビル５階

一般財団法人　家電製品協会

ＦＡＸ：03―3595―0762　e-mail：nyusatsu@aeha.or.jp